

平成29年議会改革特別委員会 第7回

平成29年2月17日（金曜日）午後2時23分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（10名）

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
9番	森本寿子君	10番	酒巻ふみ君

(議長 福島正夫君)

欠席委員（なし）

委員外議員

10番	齋藤和雄君
18番	中條恵子君
22番	松本英子君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 江原千裕
主幹（議事・小野裕
調査担当）

議事課長 戸田実
主任（議事・神山賢介
調査担当）

開会 午後 2時23分

◎委員長の挨拶

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さん、こんにちは。本年度初日の本会議終了後、大変お疲れのところ、第7回議会改革特別委員会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

この間、本委員会としては、全く白紙の状況から議会基本条例の制定に向けて骨子案の論点整理で自由討議によって、色々ご議論いただきました。その間、委員各位のご協力をいただきまして、骨子案が、だいたい輪郭がほぼ明確になってまいりました。前回の第6回委員会においては、骨子案の内容について、ご議論いただきました。本日は、その内容をまとめたものを、ひとつ説明をいたしまして、ご確認いただければと思います。委員各位のご協力をお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶と致します。どうぞ宜しくお願いします。



◎開議の宣告・議会改革に関することの調査

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、早速、第7回議会改革特別委員会を開会いたします。会議はお手元に配布しております、次第にのっとり進めます。

まず、報告事項から始めます。この度、全国市議会議長会から各市議会の議長宛てに決議が届いております。お手元に配布してある資料1をご覧ください。これは、全国市議会議長会で、今月の9日に政務活動費の透明性の向上に関する決議をですね、あげております。これが、各市議会議長宛てに届いております。短い文書ですので、ちょっと読んでみます。

『政務活動費の透明性の向上に関する決議』 政務活動費については、一部の地方議会において私的流用や不適切な使用など、不正受給事案が相次いで明らかとなり、地方議会や委員活動に対する住民の信頼が大きく揺らいでいる。政務活動費は、交付を受けた会派、または議員が使途基準を遵守するとともに、支出についても住民に対し説明責任をしっかりと果たしていくべきものであり、会派及び議員が改めてこのことを強く自覚しなければならない。また、各議会においても、住民の信頼を得られるよう、適切な手法により政務活動費の透明性のより一層の向上を図っていく必要がある。我々市議会議長は強いリーダーシップを発揮し、取り組んでいく所存である。以上、決議。平成29年2月9日。全国市議会議長会。』

まあ、こういう内容でございます。本委員会では、その翌日の10日に特別委員会を開催

いたしました。ここまで市民の信頼が得られるように、また、議員の説明責任を果たすために政務活動費の使途及び領収証について、今年度分からネット公開することを決定いたしております。こうした決議を鑑みますと、加須市議会における前回の特別委員会における先見の明が遺憾なくも発揮されていると、そう言って過言ではないのかな。そんなふうと思うわけでございます。報告事項は、以上でございます。

それでは、次第の協議事項に移ります。基本条例骨子案の論点整理について、ということでございます。資料2をご覧ください。これは前回です。ね皆さんにご議論頂いて、一応、意見の一致をみた問題、また、これまで掲載漏れがあったような問題について、整理をいたしました。ご理解いただけるように、アンダーラインを変更したところに引いてあります。そのアンダーラインの部分のところを説明してまいります。まず2ページをご覧ください。これは議会の活動原則と役割における委員会のあり方の中で、委員会の自由討議を行うというようにしたことにしてたんですが、実施するということに変更してあります。それから委員会の活性化を図る点では、委員の方から閉会中の委員会独自の調査等を実施するべきではないかという意見がございました。これについては、会議規則第104条に所管事務等の調査が定められております。これを具体的に活用していくという事になるだろうと思います。そういう事で、ここに会議規則第104条の所管事務等の調査を活用するという事でいれました。それから、議会運営委員会の会議録の作成について意見が出されました。これについては、ICレコーダーで保存して1年間、議会事務局で保管するという事で取り扱っていきたく思いますので、ご了解いただきたいと思います。次は、3ページをご覧ください。7番の議員報酬です。ここには、費用弁償の事を書いてあります。費用弁償見直しの意見があると、それから、議員報酬との関連を指摘する意見もあると。この間、意見の出た事をそのままここにまとめたという事でございます。

次に、4ページをご覧ください。8番、見直し手続きと評価制度の項目です。これは議会改革特別委員会の存続も考慮し、当該委員会が事業評価すること等を含めて検討する。それから、条例見直しは、改選後に行うことにする。それから、9番、改選後に条例研修の項目ですが、これは議長が主宰して全議員を対象に実施する。あくまで、全議員対象だというご意見がございましたので、その旨を明記しました。議長が委員会等に指示して実施させることも可能にするという事でまとめてあります。それから、5ページをご覧ください。これは、執行部との調整事項の関連です。11番目をご覧ください。これは、閉会中に文書質問を行い、速やかな回答を求めるということなんです。*印に書いてありますように、回答期限

は2週間以内とする。それから、一般質問通告後の事故に遭遇した場合、本人の希望により文書回答を選択できるということでもとめました。それから、12番の反問権なんですが、反問権行使は、議長及び委員長の許可制とするということでもとめました。それから、議会日程の年間計画化のことなんですが、*印にまとめました。毎年第1回定例会の最終日まで新年度の定例会の年間招集計画を市議会に提示する。そして、執行部と調整を図る。通年議会は考慮外。どうもこれを書くと、通年議会ですらいつも誤解を招くことになるので、それは考えていかないと、考えないということで念のためカッコで入れさせていただきました。6ページをご覧ください。6ページは16番の議会予算の確保の関係です。これは、文章を整理しただけです。会議録部数の見直しを検討する。これは、いろいろ意見が皆さんからご意見が出ましたので、このように整理させて頂きました。それから7ページをご覧ください。市民との連携・協働の推進の大きな項目の中の内容です。18番をご覧ください。アンダーライン4項目。これは、県内状況を調査して議論する。それから、一般質問より議案質疑を重視する内容にすると、あるいは広報よりも広聴を重視する意見が大勢を占めている。それからネット中継を検討する。それから、SNSの活用ですね。これについては、朝の全員協議会で江原議会事務局から報告がありましたが、市のfacebookにですね議会だよりアンケートが見れるようにしてあるということで、早速SNSも活用しているという事でございます。それから20番、議会報告会、各種団体等との意見交換会の関連です。これにつきましては、前回の意見としては、*印にありますように、意見交換会を先行して取り組み、議会報告会は検討、努力規定とするという内容であったのかなと思います。それから、テーマは、意見交換会のテーマなんですが、テーマは市政が直面する問題等を選択し、議会が意見交換会を経て、政策立案の構築を目指して対応する。意見交換会は、委員会が実施し、時期は6月から8月を予定するという内容でございます。8ページの関係です。これは21番の請願の関係です。参考人制度の活用の問題です。参考人招致は請願者代表の希望により請願時に意向確認して対応するという内容でございます。それから、我々が議会改革をやっている大きな目的の第一が市民との連携・協働の推進でありますので、押印は、請願者代表とし、他は自署で対応するという事にしたらどうかということで、ここに記載してあります。次に、9ページをご覧ください。これは議員の政策立案機能の強化の大項目の箇所です。27番をご覧ください。「議会モニター制度」を調査研究すると、調査機関、附属機関の設置の関係なんですが、そういう内容です。それから、28番の議会図書室の充実。これは小勝副委員長にもお褒めいただいたんですが、市立図書館との連携、それから、レファレンスサービスの活用。

これは、レファレンスサービスの活用は、利用者の調査に役立つ資料や情報探しを司書が手伝えるサービスということでございます。それから、市立図書館の司書を兼務させる方式も選択肢のひとつだという事です。それから、10ページの関係です。30番、これは会派の位置づけの問題です。いろいろ議論頂きまして、こういう事でいいのかなと思います。3つ目の関係です。会派から市議会機関等に選出された委員は、協議内容と決定事項を速やかに会派内に周知徹底を図り、議会制度の大原則に基づいて行動すると。それから、代表者会議の位置づけ、「現行通り」の意見が大勢だという事でありまして。それから、31番、政務活動費関連であります。これは議会の透明化を推進するため、平成28年度分から収支と領収書のネット公開を実施する。全員一致で決定だと。前回の2月10日に決定したということでありまして。公開の事務処理を決めて公開を実施するという内容でございます。それから最後は、11ページになります。これは議員の政治倫理の関係です。これは「2親等」の見直しと、現行規定で良い、という両論の意見があるという事でありまして。一応この間出された意見をまとめると、以上の内容になるかなと思ひまして、だいたいご理解いただいた内容を整理したという事です。もし、意見があれば挙手願ひます。これは、前回の委員会です。いろいろ議論した中でまとめた内容です。もしなければこれを一応、後日にアンダーラインを取りまして、その旨を各委員に配布したいと思ひます。アンダーライン付いたのをずっと持っているのもいいかなとも・・・。アンダーラインを取ったものを後で、委員に配布していきたいと思ひます。

○8番（大内清心君） すみません、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） この前、出た話ではないんですけども、確認の意味を含めるんですけど、前回の時の資料なんですけれども、通告後の事故に遭遇した場合、こちらに載ってましたけれども、本人の希望により文書回答を選択できるってことで、例えばなんですけれども、通告をしようと準備をされていて、通告締切までに、例えば、インフルエンザで来てはいけませんよとなった場合には、通告を諦めなければならないのか、ファックスを送ることが出来るのかってところの討論は、今後出来るんでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） それはですね、一応、これは皆さんからの意見の積み上げですと、通告っていうのが、ひとつの、あれなんですけど、例えば通告でファックスもいいよということで、皆さんがそれでいいよということでしたら、その事を入れても、私は良いと思っております。いずれにしても、通告が出るということ、通告してなくて後で、私に文書質問させ

てくれと言ってもだめだという事ですので、もしそれで良ければ、今の大内委員のケースも出てくることだと思いますので、もし、それで良いということであればやりますけれども、それはこれから検討してみるという事で。

○8番（大内清心君） 誰でもOKって事でなく、例えば来れない事情があったりとか、例えば葬儀等が地方であって、とても議場に持ってこれないという日程の場合もありますので、そういった時など、やむをえない事情がある時だけは、認められるような方法があると助かると思ったんですけど。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。

○8番（大内清心君） 誰でも、いつでもファックスで良いということではなくて。

○委員長（小坂徳蔵君） まずは、通告していることが原則だということです。ですので、例えば、伝染病になったとかですね、外に出ては困ると、というような事があればですね、それはそれでその場合にはファックスでも対応することは出来るのかなと思います。一応、基本条例ですので、いろんなことを、想定しながら考えていくってことが必要だと思いますので、今後、引き続いて、それは検討事項として、清書して、皆さんにお渡しする時には、そのことも踏まえて文書を配布したいと思います。

○8番（大内清心君） あと、もう一点、だいぶ前に発言したことなんですけれども、例えば、定数の問題が出ましたね、その時に、最低でも1年前までには、変える変えない、そこでしっかりとこの定数でいくんだっていうのを決めてもらえたらって話をしたことがあったんですけども、それがちょっとなかったかなっていうのを思い出しまして、また改選間際になって、定数をどうするかってことではなく、最低1年前までには、例えば28人でいくんですよ、27人でいくんですよということで決めていくと、市民の方から逆に言われる前に決めることができるのかなと思ったんですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） えーとですね、それは3ページご覧ください。6番の議員定数ご覧ください。それは議員活動しっかり行っていれば、定数削減の話は出さないの意見がありました。それから、改選の前に議論が必要だという意見がありました。そこはちゃんと書いてあります。ただ、これはまだ、骨子の段階ですのでね、これから、具体的にしていくのは、また、これから議論すればいい事じゃないのかなという事で。一応そういう議論があったという事で、ここは改正の前に議論は必要だと、そういう意見があったという事だけ載せてありますので。

○8番（大内清心君） はい、分かりました。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） いくつか言葉の表現の問題とかありますけれども、基本的にはこれを議論していくってことであるから、意見の違いを前提にしながら、今後、議論を進めていくってことで、まあ、そういうふうに了解しておけばいいかなってふうに思っているんですけど、まあ、文面としてね、2ページの議案審議のあり方は現行通りで問題ないと意見が大勢を占める、っていうか。これは、表現の問題ですけれどもね、違う意見もあるんだから、こういうことは議論をしっかりして頂くっていう事で要請しておきます。

○委員長（小坂徳蔵君） そういうことは、新井委員から出ているってことで。ほかにございませんか。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） また、戻ってしまうんですが、議員の定数のところでは、削減ありきではないということも述べていますので、そこも含めて、また、今後、検討するということで、やって頂きたいと思います。それと1ページの前文、それと目的、基本理念と基本方針のところ当たるかと思うんですけども、ここに住民自治の根幹とか、いろいろ、地方議会の役割、地方自治の私たちが今、議会でやっている活動の基本を盛り込んであるんですけども、その前提として日本国憲法っていう事を、いずれかに入れて頂ければ、その最高規範としてのこの基本条例が、さらに権威をもっていくのかなっていうふうに思いますので、日本国憲法っていうのをいずれかに入れて頂けたらと思いますが、如何でしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） さっきの、議員定数の問題なんですが、ちょっと、誤解を招くといけないので、確認しておきたいと思います。3ページご覧ください。6番の議員定数の関係がありまして、先ほど指摘したように、改選の前には議論が必要だと、そういう意見があったという事で、ここ入れてあります。その下の方を見て頂ければ書いてありますように、議会改革の目的は何かという事で、議会改革と行政改革とは全く異なると、いうようなことありますので、そういうことも含めて、議論をこれからして頂くという事です。竹内委員。

○2番（竹内政雄君） いいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。

○2番（竹内政雄君） 7ページの広聴広報活動の充実という事で、県内状況等を見る。これはまあ、いいんですけど、一般質問よりも議案質疑を重視する内容にするってのは、これは、

委員長があの時、委員長が委員長の私感で言いましたけど、この辺はおかしいんじゃないですかね、どうなのでしょう。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、このようにやるっていうんじゃないですから。一応、意見があったことを、ここに入れたってことですから。

例えば広報より広聴を重視するとか、ネット中継だとか、SNSの活用であるとか、色々あるやつを、これは大事な問題なので、こういう意見があるってことを、あれしたので、それを、そのままやるってことではないですから。これはね、やっぱり出てくると思います。一般質問は議員個人の問題で、これはですね。ただ、質疑は、議案の関係については、これは市民全体を拘束するものだと、これは異論はないと思うんですね。ですから、市長も、今日、あれだけ長時間かけて、市政方針と議案説明を行ってるわけですから。それは、その議論がやはり最も重視されるべきかなと、私は思っております。これは、いろんな書籍を読んでもですね、そういうことは書かれていることです。でも、こうするってことじゃなくて、一応、そういう意見があったってことですから。いろんな意見をここに全部出したってことです。

○10番（酒巻ふみ君） いいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） この間出なかったんで、ちょっと分からなかった部分もあったけれども、今日、ここでアンダーラインが引いてあるところに関して、この間、まとめて書いてくれたっていう解釈でいいんですかね。

それをこれから、特にアンダーラインになっている所をさらに討論するという解釈でよろしいのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） これはですね、アンダーラインを書いているところは、前回の委員会の中で骨子案の検討事項ということで実は、資料で出したんです。それに基づいて皆さんに議論頂いて、それで、こういうことで良いんじゃないかという事で、色々、ご了解いただいている部分があります。それが、アンダーラインをした部分だということで、ご理解いただきたいと思います。ですから、この部分について、これから議論していくってわけじゃないです。一応、今までのやつを、整理したということです。これは、皆さん、誤解の無いように言っておきますけれども、これはあくまでも骨子案の論点整理だということです。これから、色々アンケートの集計も行いまして、その後、条例の要綱案の作成に移っていきます、要綱案に。ですから、また、そのときに踏み込んで議論していかなければならない部分が、

当然出てきます。まずは、ひとつ、骨子案についての論点整理だということだと、お考えいただきたいと思います。その後、意見出しても駄目なのかというようなことは、してませんので。一応、色々な意見があるのは、両論があるとかということで、ここに書いてございませので、予算議会が終わったら、何だか文章が違ったというようなことは致しませんので。ですから、今日ですね、皆さんにこれでご確認いただければ、アンダーラインを取って、先程言われました内容、大内委員から言われました内容、それから佐伯委員から言われた内容について、少しここに補足をして、皆さんに清書した文章をお渡ししたいと思います。いつになるかっていうのは、議会の関係を見ないと、ちょっとあれですが、まずは、予算議会が最優先になりますので。どうでしょう。これで宜しいですか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) 森本委員。

○9番(森本寿子君) 基本条例の前文のところ、加須市らしさを明記ってところで、特別委員会だけでは考えられないというか、4地域の良さも取り入れたらいいところもあるかもしれないので、この閉会の時に、皆さんからそういったご意見を聞きますっていうような、何か、発信して頂ければと思うんですけども。

○委員長(小坂徳蔵君) これはですね、前から言っておりますように、一応、骨子案です。これから、アンケートの集計結果を見て、その結果を踏まえて、骨子案を見直しをしていきます。その次に条例素案の前提となる要綱案をですね、策定していきます。それは、もう少し文章をですね、厚くしていかなければいけないと思っております。ですから、今まで出た意見を一応ここで、整理したと。そして、皆さんに一応、確認して頂いた、ということにして頂きたいと思います。これからも開くときには、傍聴公開していきますし、皆さんの意見は伺っていきますので。だいたい今まで森本委員の意見は、ここに網羅していると私は思っております。

○9番(森本寿子君) ありがとうございます。また、他の表現って言うか、出るのかなと思っておりますので、そういったことも、委員外からも聴いて頂けるように、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(小坂徳蔵君) それでは、一応、これでご了解、まずは骨子案については、これで整理したと、確認いただいたということできたいと思ひます。宜しいですか。

(「はい」と言う人あり)



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。それでは、今日の議事は終了いたしました。今日の協議内容につきましては、議会改革特別委員会通信の第6号を発行して、議員各位並びに市議会のホームページに掲載したいと思います。各委員は、所属する会派の会派内の議員に速やかに周知徹底される様に、要請を致します。

これで、協議は終了いたしました。では、閉会のあいさつを小勝副委員長から、お願い致します。

○副委員長（小勝裕真君） はい。大変お疲れ様でした。第7回の特別委員会ということになりますけれども、この間、自由討議で色々な意見を出して頂きながら、更には、最初は項目という事で始まったわけですが、相当な内容が詰まっていたと思います。今、委員長から話がありましたように、これを会派に持ち帰って、それぞれの全議員さんの意見を伺いながら、次回は、アンケートの集約後になると思うんですけれども、それも反映させて頂きながら、加須市らしい基本条例が出来るようお願いをして、閉会とさせて頂きたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長（小坂徳蔵君） どうもありがとうございました。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会とさせていただきます。

たいへん、ご苦労さまでした。

散会 午後2時50分

